公 告　第 42 号
令和8年10月1日
フジシールグループ健康保険組合
理事長　京金 武司　㊞

令和8年9月30日現在の平均標準報酬月額について

令和8年9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので公告いたします。

記

平均標準報酬月額	424, 857円
標準報酬月額	410, 000円

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額の平均です。
この額は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定するのに使用されます。(健康保険法第47条)

＜参考＞
健康保険法第47条
①当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
②前年の9月30日現在における任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬を平均した額
①②いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とすること